

平成 27 年度 第 1 回鹿児島地方最低賃金審議会

- 1 日時 平成 27 年 7 月 9 日 (木)
午前 10 時 30 分～午前 11 時 32 分
- 2 場所 鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 5 名
- 4 議題 (1) 平成 27 年度鹿児島県最低賃金の運営について
(2) 運営小委員会の委員の指名について
(3) 平成 27 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
(4) 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
(5) 産業別最低賃金の改正に関する申し出について
(6) 今後の日程について
(7) 鹿児島県最低賃金専門部会における関係労使からの意見聴取について
(8) その他
- 5 議事要旨 (1) 事務局から平成 27 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について説明が行われた。
(2) 運営小委員会の委員について、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名、計 9 名が指名された。
(3) 鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して、鹿児島県最低賃金の改正について諮問された。
(4) 鹿児島県最低賃金専門部会の議決については、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用せず、当審議会の決議を必要とすることが決定された。
(5) 事務局から最低賃金法第 15 条に基づく最低賃金の改正等の申出を労使が行うのを待って審議を行うことなど、産業別最低賃金の改正に関する申し出について説明が行われた。
(6) 産業別最低賃金の改正の申し出期限は 7 月 24 日まで、運営小委員会のオブザーバーの推薦は 8 月 14 日までとすることが決定した。
(7) 最低賃金法第 25 条第 6 項で定められている鹿児島県最低賃金専門部会における関係労使からの意見聴取については、実施しないことが決定した。
(8) 鹿児島県最低賃金審議会の改正の諮問により、最低賃金法第 25 条の規定に基づき専門部会を設置すること、専門部会の委員推薦の公示が 7 月 22 日まで、意見聴取の公示が 7 月 31 日までとすることが決定した。